

東京エコビルダーズ登録制度実施要領

令和8年3月27日付7環気環第610号

(目的)

第1条 本要領は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号。以下「条例」という。）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）に基づく建築物環境報告書制度の円滑な運用を図るため、新築建築物の脱炭素化に取り組む事業者を支援する「東京エコビルダーズ登録制度」の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 東京エコビルダーズ 2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け東京都（以下「都」という。）が行う様々な施策に賛同し、かつ、本要領に規定する登録要件に適合する者であって、条例第23条の7第1項に規定する建物供給事業者（以下「建物供給事業者」という。）である者
- 二 東京エコビルダーズ登録制度 前号に規定する者を都が登録し、当該登録者について情報発信等の支援を行う制度（以下「本制度」という。）
- 三 中小企業者 建物供給事業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）（以下「中小企業法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者（中小企業法第2条第5項に定める小規模企業者を含む。）ただし、中小企業者は次のいずれにも該当しないものとする。
 - ア 国又は地方公共団体が出資するもの
 - イ 次のいずれかに該当する大企業が実質的に経営に参画しているもの
 - (ア) 大企業が単独で発行済みの株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資している場合
 - (イ) 大企業が複数で発行済みの株式総数又は出資総額の3分の2を所有又は出資している場合
 - (ウ) 役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
 - (エ) その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

(所管)

第3条 東京エコビルダーズの登録に係る事務は、都が所管する。

2 本制度の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(登録要件)

第4条 都は、東京エコビルダーズへの登録を希望する者（以下「登録希望者」という。）が、次に掲げる要件の全てを満たす者であるときは、その登録を行うものとする。

- 一 本要領の内容について同意した者
- 二 登録申請日の属する年度の前年度中に、都内において新たに建設し、又は新築する、規則第13条の5の2第1項に規定する規模未滿の建築物（規則第13条の5の2第2項に規定する種類の建築物を除く。）の供給実績がある建物供給事業者
- 三 次のいずれかに該当する者
 - ア 条例第23条の7第1項に規定する特定供給事業者（以下「特定供給事業者」という。）であって、条例第23条の7第1項、第23条の8第1項及び第23条の9第1項に規定する措置を講じ、かつ、条例第23条の10第1項及び第23条の11第1項に規定する事項を実施している者
 - イ 特定供給事業者を除く建物供給事業者であって、条例第23条の7第1項及び第23条の8第1項に規定する事項に適合している者

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者（当該団体の構成員も含む。）は、東京エコビルダーズの登録を受けることはできない。

- 一 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項に掲げる処分を受けている団体及びその役職員又は構成員
- 二 東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第4号に規定する暴力団関係者
- 三 前二号に掲げる者から委託を受けた者並びに前二号に掲げる者の関係団体及びその役職員又は構成員
- 四 東京都契約関係暴力団等対策設置要綱（昭和62年1月14日付61財経庶第922号）第5条第1項に基づく排除措置期間中の者
- 五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う者
- 六 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第33条に規定する連鎖販売取引を行う者
- 七 禁固以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者、禁固以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）、公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職

にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しない者又はその刑の執行猶予中の者並びに法律で定められるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

八 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

九 税法違反（法人税法（昭和40年法律第34号）違反、所得税法（昭和40年法律第33号）違反、地方税法（昭和25年法律第226号）違反（法人事業税、個人事業税））及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）（建設作業機械等からの排出ガスに含まれる粒子状物質等の量を増大させる燃料の使用禁止）違反がある者

十 都の指名停止措置を受けている者及び公的機関（政府及び地方公共団体並びにそれらの関係機関）との契約における違反がある者

十一 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

十二 都の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

十三 政治、選挙運動又は宗教活動を目的とする法人である者

（登録の申請）

第6条 登録希望者は、次のいずれかの方法により、登録を申請するものとする。

一 必要な情報を都が別に定める様式に入力し、メールにて送付

二 必要な情報を建築物環境報告書作成支援システムに入力し、送信

2 登録希望者は、申請に係る書類等を申請日の属する年度の翌年度の末日まで保管しなければならない。

（調査等）

第7条 都は、登録希望者に対し、必要に応じて登録に係る調査への協力を求めることができる。

2 登録希望者は、前項の調査に協力するよう努めるものとする。

（登録証明書の交付及び登録期間）

第8条 都は、登録希望者からの申請内容を確認し、東京エコビルダーズへの登録を認める場合は、当該登録希望者を登録し、東京エコビルダーズ登録証明書を交付する。

2 東京エコビルダーズの登録期間は、前項の東京エコビルダーズ登録証明書の交付を受けた日の属する年度の翌年度の末日までとする。

(登録の取消し)

第9条 都は、東京エコビルダーズに登録された事業者（以下「登録事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の登録を取り消すことができる。

- 一 第4条の登録要件を満たさなくなると認められるとき。
- 二 第5条の登録を受けることのできない要件に該当するに至ったとき。
- 三 法令及び公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる行為を行ったとき。
- 四 都の信用を失墜し、又は品位を害するものと認められる行為を行ったとき。
- 五 都の事業のイメージを損なうと認められる行為を行ったとき。
- 六 他の登録事業者又は第三者の利益を害すると認められる行為を行ったとき。
- 七 第1条の目的に違反したと認められる行為を行ったとき。
- 八 本要領に違反したとき。
- 九 虚偽の申請を行ったとき、又は虚偽の申請の疑いがあると認められるとき。
- 十 登録事業者より取消しの申し出があったとき。
- 十一 その他都が必要であると認めるとき。

2 都は、前項の規定により東京エコビルダーズの登録を取り消された者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

(都の支援内容)

第10条 都は、登録事業者について、次の各号で規定する方法により、取組状況や優良事例等の共有、都民への情報発信等を行う。

- 一 都が制作する特設サイトにおける公表
- 二 不動産ポータルサイト等と連動した公表

2 都は、前項に規定する方法のほか、建築物の脱炭素化に向けた意識醸成を図ることを目的に、必要な取組を実施することができる。

(表彰の概要)

第11条 都は、建築物環境報告書制度で定める基準を達成し、建物の脱炭素化に向けた効果的な取組を実施する登録事業者を表彰することができる。

- 2 表彰の名称は「東京エコビルダーズアワード リーディングカンパニー賞」（以下「表彰」という。）とする。
- 3 表彰部門として、総合部門、分譲・賃貸部門及び地域ビルダー部門を設け、総合部門及び分譲・賃貸部門については、建物供給規模別に2区分（以下「区分」という。）を設定する。
- 4 都は、表彰を受ける者（以下「受賞者」という。）に対し、賞状等を贈呈する表彰式

を開催する。

(表彰の応募)

第12条 次に掲げる要件の全てを満たす場合、表彰に応募することができる。

- 一 登録希望者であること。
 - 二 分譲・賃貸部門への応募を希望する場合、評価対象建築物に分譲戸建住宅、賃貸共同住宅、又は分譲共同住宅が含まれていること。
 - 三 地域ビルダー部門への応募を希望する場合、都内に本店又は支店を有し、中小企業者に該当する事業者であること。
- 2 応募を希望する者（以下「応募希望者」という。）は、都が別に定める方法により、必要な様式を提出することで申し込まなければならない。
 - 3 応募希望者は、複数の表彰部門へ応募することができる。
 - 4 応募資料に虚偽の記載がある場合及び応募要件を満たしていることを確認できない場合、都は、応募を無効とすることができる。

(表彰の審査・受賞者の決定)

第13条 受賞者数は部門・区分別に上位3社程度とし、学識経験者等で構成される審査委員会において応募書類に基づく非公開の審査を行い、受賞者を決定する。ただし、都は、審査の結果によっては、受賞者無しとすることがある。

- 2 都は、第4条第2号に規定する建築物を対象に審査を実施する。
- 3 審査においては、建築物環境報告書制度で定める基準に加え、応募希望者の建築物の脱炭素化に向けた取組を評価する。
- 4 都は、審査の実施に当たり、応募書類に記載された情報を、必要に応じて審査委員及び都が指定した業務委託先に提供することができる。個人情報の取扱いについては、第15条の定めに基づく。
- 5 都は、審査の実施に当たり、応募希望者に対し、取組状況等に関する調査を行い、又は報告を求めることができる。
- 6 都は、受賞者決定後に応募が無効となった場合、又は本事業の受賞者として不適切と判断した場合には受賞を取り消すことができるものとし、当該取消しを受けた事業者については、本要領に基づく以後の応募を受け付けないことができる。
- 7 その他、表彰の審査等に係る事項については、東京エコビルダーズアワードに係る審査委員会設置要綱（令和5年7月3日付5環気環第132号）に基づき、審査委員会において決定する。

(非保証・免責事項)

第14条 本制度は、登録事業者が行う建築物環境報告書の普及以外の活動について、都が

推奨を行うものではない。

- 2 本制度は、登録事業者が東京エコビルダーズという名称を用いて行う一切の活動について、都が正確性及び適法性を保証するものではなく、登録事業者の活動が第三者の権利等を侵害しないこと又は法令に抵触しないことについて何ら保証するものではない。

(個人情報の取扱いについて)

第15条 都は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び東京都個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）の規定に基づき、収集する個人情報を適正に管理する。

(要領の改定)

第16条 本要領は、都により、事前の通知なく必要に応じて改定される場合がある。

- 2 本要領の改定により登録事業者に不利益が生じたとしても、都は一切の責任を負わない。

(管轄裁判所)

第17条 本要領に定める事項に関して裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とし、準拠する法律は日本国の国内法、使用する言語は日本語とする。

(その他)

第18条 本要領に定めるもののほか、東京エコビルダーズの登録等に関して必要な事項については、都が別に定める。

附則（令和8年3月27日付7環気環第610号）

この要領は、令和8年4月1日から施行する。